## 令和6年度巡回指導について (留意事項を解説)

一般社団法人 北海道貸切バス適正化センター

- 令和6年度の巡回指導につきまして、お忙しい中ご対応いただき深く感謝申し上げます。
- 巡回指導時に多くみられた、特に留意していただきたい事項を整理しました。詳細については、以下項目別に記載しましたので、ご確認の程よろしくお願いいたします。

### 以下、留意事項

- ◆ 運転者の採用〜選任時の確認手順
- 運転者の採用から選任までのチェックシート
- 例年、指摘が多い事項です。昨年度に引き続き掲載しますので、必ずご覧ください。

#### **1** の項目は巡回指導時に実施不足が多くみられた事項

	チェック項目					確認
超	1.健康診断 ※入社以前3か月以内の受診結果でも可 ※法令で定める診断項目に省略が無いよう注意 →雇入時の健康診断(厚生労働省HP)	令和	年	月	日	
君	2. 運転記録証明書 ※ <u>自動車安全運転センター</u> にて取得	令和	年	月	日	
	3. 適性診断(初任、適齢、特定)					
	(1) 事故歴なし・満65歳未満 → 初任診断	令 和	年	月	日	
	(2) 事故歴なし・満65歳以上 → 適齢診断	令 和	年	月	日	
	(3) 事故歴あり → 特定診断(事故歴の内容によりⅠ又はⅡ)	令 和	年	月	日	
	4. 初任の特別な指導(座学10時間以上、実技20時間以上)	令 和	年	月	日	
	5. 乗務員台帳に記載 (健康診断等の全ての情報を記録)	令 和	年	月	日	
The state of the s	6. 指導の効果の確認 ※ <b>選任後</b> に実 <b>車運行中</b> のドラレコ記録等により運転状況を確認	令和	年	月	日	

- ★ 運転者選任日までに1.~4.が終了していること。6.は選任後に実施する。
- ※ <u>運転記録証明書(過去3年間以上を選択)</u>により事故歴を把握する。 ↑発行箇所(自動車安全運転センター)のHPに移動します
- ※ 当該初任運転者が適齢診断または特定診断対象でもある場合、高齢者、事故惹起運転者の特別な 指導がそれぞれ必要になります。
- ※ 実技指導は、指導を受ける運転者が実際に乗務するバスのうち最大車種で全て行うとともに、 ハンドル時間 (<u>※休憩時間や横乗りの時間は含まない</u>) の合計で**20時間以上**の実施が必要です。
  - ※ 「<u>旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針</u>」に基づき、 初任運転者への特別な指導を適切に実施してください。

◆ 点呼の実施・記録・保存について

#### 安全対策の強化(令和6年4月1日施行)

※詳しくは国土交通省のプレスリリースをご確認ください

- 点呼時の動画・音声の保存義務化(90日間)
- アルコールチェックの様子(呼気検査中の顔写真)を撮影保存義務化(90日間)
- 点呼記録について、電子ファイルでの保存義務化 (金金)
- デジタル式運行記録計の使用義務化(既販車含む)
- 一部書面や記録の保存期間が、1年間から3年間に延長
- 安全に係る取組の公表内容拡充(初任運転者への実技指導)



#### 一部項目の解説と、巡回指導時に多くみられた内容



- 点呼実施者と運転者の映像&音声(やり取り)が、一部始終明確にわかるよう記録する 必要あり。電話点呼は実施者と運転者のやり取りの録音でOK(録音方法は問いません)。
  - × 映像は記録されているが、音声が記録されていない
  - ▼ 運行管理者が撮影範囲に入っていない(運転者しか映っていない)
  - x 電話点呼の際、実施者もしくは運転者どちらか片方の声しか録音されていない。
  - × アルコールチェックが終了した後からの記録となっている
    ⇒アルコールチェックも点呼の一部です。チェック実施からの記録を!
  - ★ 点呼にて確認すべき事項(車両点検の実施と結果、疾病や疲労・睡眠不足等の 運転者の体調)を正しく確認していない

点呼時の映像・音声の記録は、今後も巡回指導や国の監査において確認が行われます。 機器の操作方法について、貴社内にて確実に周知いただきますようお願いいたします。

- アルコールチェック時の撮影は、点呼動画内でチェック時の運転者の顔が容易に確認できる場合、改めての写真撮影は不要(電話点呼の場合はアルコールチェック時の顔写真の撮影・保存が必須ですが、ドライブレコーダーでチェック時の様子を撮影して代えることも可能)。
  - ★ 動画内でチェック中の運転者の顔が確認できない(カメラに背を向けている、など)
- × 電話点呼の際、チェック終了後の数値を撮影(チェック<u>実施中</u>の様子ではない)
- 点呼記録簿、運送引受書、手数料額を記載した書類、業務記録、運行指示書の保存期間が、1年間から3年間に延長。電子保存可(※点呼記録簿は電子保存必須)。
  - × 点呼記録簿が電子保存されていない
    - ⇒紙の点呼記録簿を使用しても問題ありませんが、一日の点呼がすべて終了後に 点呼記録簿をスキャンして電子データで保存するなどの対応が必要です。
  - ★ 点呼記録簿が電子保存されているが、1ヶ月単位でまとめてスキャンするなど、 実施から7日以内に保存されていない
  - × 電子保存が<u>実施後の記録ではない</u>(実際の点呼時刻等を書き込む前のもの、など)

# 雇い入れ時の健康診断に 省略項目はありません!



※すでにご存じかと思いますが、 残念ながら勘違いされている方がいます。 今一度、ご確認をお願いします。